

# 平成 26 年度 事 業 計 画

## 1. 会務運営の基本方針

町村の振興を図るため、国並びに県の諸施策を考察しながら、系統機関やその他関係諸団体との連携を密にし、情報の交換や要望事項の実現のため政務活動の強化を図り、時代に即応した町村自治の確立と住民福祉の向上に努める。

また、地元選出国會議員及び県知事との意見交換を行う中で、町村の実情を国・県に対し強く訴えるとともに高知県町村議会議長会と協調し、執行部と議会が一体となった政務活動を行う。

併せて、町村財政の安定並びに職員の福利厚生に寄与する目的をもって、全国町村会及び（一財）全国自治協会並びに全国町村職員生活協同組合が実施する各種共済事業への加入推進を図る。

## 2. 事業実施計画

### (1) 定例会

定例会は、6月及び2月開催する。

臨時会は、必要に応じて開催する。

### (2) 評議員会

評議員会は、必要に応じ開催し、当面する重要事項について審議する。

### (3) 監 査

年度内1回以上会計の監査を行う。

### (4) 要請活動

本会の決議事項を根幹として、町村の振興に繋がる政務活動を活発に行い、重要事項について地元選出国會議員並びに、全国町村会その他関係諸団体と緊密に連携をとって要請活動を行う。

### (5) 地元選出国會議員との意見交換会

高知県町村議会議長会と共催で地元選出国會議員と町村の実情・課題について意見交換を行う。

### (6) 県知事との意見交換会

県知事と町村の実情・課題について意見交換を行う。

### (7) 町村長・町村議会議長合同大会の開催

① 四国四県の町村長並びに町村議会議長が参集して開催し、各県提出議題等の審議を行い、採択事項については議会・執行部が一丸となって強力に要望活動を行いその実現を図る。

本年は、10月に徳島県で開催する。

② 県内の町村長並びに町村議会議長が参集して開催し、提出議題等の審議を行い、採択事項については議会・執行部が一丸となって強力に要望活動を行いその実現を図る。

(8) 特別委員会

各町村と県行政が、地域の政策課題について認識を共有し協調して政策提案することを目的に、県内各町村長と県関係部局において特定の政策課題を調査、研究及び協議する特別委員会を開催する。

(9) 町村行財政調査

全国町村会の調査に協力し、各種資料を町村に配布する等、町村の行財政運営に資する。

(10) 広報活動

各種の資料並びに情報の提供、本会の活動状況をホームページ等により知らせるとともに、全町村の広報誌としての役割を持たせた「町村こうち」を原則として年6回発行する。

(11) 法令外補助金等の適正化

市長会と共同して設置している補助金等審議会を通じて、市町村が負担する各種法令外補助金等の適正化を図る。

(12) 各種団体の行う事業の推進

市町村総合事務組合、市町村振興協会、町村議会議長会をはじめ、本会に事務局を置く地域振興総合協議会等の行う事業に協力し、その推進を図る。

(13) 総合賠償補償保険事業

町村等が所有・管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失に起因する事故の賠償及び町村主催行事等で発生した事故の補償について、町村等の財政負担を総合的にてん補し、町村財政の安定に寄与するとともにこの事業の推進を図る。

(14) 個人年金共済事業

町村等職員の退職後の生活安定を図るため、全国町村会が行う、個人年金共済事業の加入を推進する。

(15) 任意共済保険事業

町村等職員の福利厚生に資するため、全国町村会が行う、死亡・高度障害保険事業及び医療保障・特定疾病補償保険事業の加入を推進する。

(16) (一財)全国自治協会災害共済事業

1) 公有建物災害共済事業

公有建物の罹災時における復旧財源確保のため、適正な共済責任額の基準による加入を勧奨し、町村財政の安定に寄与するとともにこの事業の推進を図る。

2) 公有自動車損害共済事業

公有自動車に関する不慮の事故、災害を共済するため、車両・対人・対物の各共済加入の推進を図る。

3) 消防設備資金融資の斡旋

町村消防設備の充実を図るため、消防設備資金融資の斡旋を行う。

(17) 全国町村職員生活協同組合高知県支部事業

町村等職員の住宅火災、自動車による交通事故等、不慮の災害に対する共済事業を行い、職員の福利厚生と生活の安定を図る。

(18) 非常勤職員公務災害補償保険事業

町村等の非常勤職員に係る公務上または通勤による災害補償について、町村等の財政負担をてん補し、町村財政の安定に寄与するとともにこの事業の推進を図る。

(19) その他本会の振興対策を図るため必要なものを実施する。